○外務省告示第二百六十号

平成二十五年七月十七日にルサカで、ルサカ郡病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がザンビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ルサカ郡病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十九億八百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年六月三十日まで

4　署名者

日本側　江川明夫在ザンビア大使

ザンビア側　アレクサンダー・チクワンダ財務大臣

平成二十五年七月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第二百四十四号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年三月財務省告示第六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

中国財務局呉出張所の項中「広島県呉市幸町六―六」を「広島県呉市中央三―九―一五」に改める。

○財務省告示第二百四十五号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年三月財務省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

中国財務局呉出張所の項中「広島県呉市幸町六番六号」を「広島県呉市中央三丁目九番一五号」に改める。

○厚生労働省告示第二百五十六号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十五年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百三十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額については、なお従前の例による。適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額についても、同様とする。

平成二十五年七月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第二百五十七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十五年八月一日から平成二十六年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十五年八月から平成二十六年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十五年七月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、三〇七円	一三、〇三七円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇二三円	一三、〇三七円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一〇円	一三、四四四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇三円	一六、二七八円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二三円	一八、八三〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇〇円	二一、七八〇円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇七円	二四、五二七円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七四円	二五、三七一円
五十五歳以上六十歳未満	五、九二一円	二四、一〇九円
六十歳以上六十五歳未満	四、七二二円	一九、一六三円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一四、九九八円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇三七円

○厚生労働省告示第二百五十八号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十五年八月から平成二十六年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十六年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十五年七月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位%）
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20,073.1
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7,299.7
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4,047.4
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3,493.3
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2,856.1
昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2,463.8
昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2,169.9
昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2,047.8